

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援(助成金・給付金等)

【令和2年7月22日時点】

重要なお知らせ

○助成金・補助金等の内容等は日々更新されます。
○詳細については、お問い合わせ先にご確認いただきますようお願いいたします。

個人向け

申請する全ての人に	▶ 給付 特別定額給付金	一律1人10万円を給付	▶ 総務省(コールセンター)	0120-26-0020 9:00~20:00
休業中に賃金(休業手当)を受けられない	▶ 給付 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	①1日当たり支給額×②休業実績を給付 ※①休業前の1日当たり平均賃金×80%(11,000円が上限) ②各月の日数-就労した又は労働者の事情で休んだ日数	▶ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター	0120-221-276 月~金 8:30~20:00 土日祝 8:30~17:15
休業で家計が維持できない	▶ 貸付 緊急小口資金(特例)	貸付上限:20万円 据置期間:1年以内、償還期間:2年以内	▶ お住いの市町村の社会福祉協議会 又は県社会福祉協議会	096-324-5475 (県社会福祉協議会)
失業で家計が維持できない	▶ 貸付 総合支援資金(特例)	貸付上限:月額20万円、原則3ヵ月以内 据置期間:1年以内、償還期間:10年以内	▶	
離職等で住宅を失った・失うかも	▶ 給付 住居確保給付金	家賃相当額を家主に対して代理納付 支給期間:原則3ヵ月(最長9ヵ月)	▶ お住まいの市町村の自立相談支援機関	
子ども食堂運営者の方に	▶ 給付 子ども食堂活動緊急支援助成金	開催回数に応じ10万円~30万円を上限に給付	▶ 熊本県 健康福祉部 子ども家庭福祉課	096-333-2229
アルバイト代の減収で学業継続が困難	▶ 給付 学生支援緊急給付金	自立して学費を賄っている大学生等 住民税非課税世帯:20万円、それ以外の世帯:10万円を給付	▶ 在学する学校	
修学継続が困難な大学生等に	▶ 給付 生活困窮大学生等のための給付金	一律1人5万円を給付	▶ 熊本県生活困窮大学生等給付金相談窓口	096-333-2738
家計急変で緊急に奨学金が必要	▶ 貸与 育英資金の緊急貸与	対象:高校等に在学する方 貸与金額:月額8,000円~35,000円(無利息) 貸与期間:申請年度の年度末まで	▶ 熊本県 教育庁 高校教育課	096-333-2682
熊本県育英資金の返還が困難	▶ 猶予 育英資金の返還猶予	対象:収入が著しく減少した方等 期間:猶予を希望する月から1年以内	▶	
自動車税などの納付や申告が困難	▶ 猶予 納税の猶予や申告期限の延長	収入に相当の減少があった方に対して、徴収猶予の特例措置(1年以内・延滞金免除・担保不要)を適用 個別の事情に応じ申告・納付期限を延長	▶ お住いの市町村の各広域本部収税担当課等	(県央)096-333-3210 (県北)0968-25-4272 (県南)0965-33-2184 (天草)0969-22-9056 (自動車税)096-368-4020
社会保険料の納付が困難	▶ 減免 社会保険料の減免	国民健康保険料、介護保険料の減免	▶ お住まいの市町村窓口	